



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害による死亡者が発生

～ 労働災害の発生状況 ～

▶労働災害(休業4日以上)による被災者数は、**1月～5月**までで**71人**です。▶この被災者数は、**災害が増加した令和3年同期の74人に迫る水準**です。

労働災害発生状況 (令和4年5月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	74	71	1,079	1,239
死亡	1	0	5	4

▶**6月**になって労働の現場で**2人の尊い命が失われています**。▶また、**重大な後遺症を残すこととなる労働災害が発生しています**。▶さらに、重篤な災害に至らなくとも、それにつながりかねない労働災害が発生しています。(いずれも6月23日時点)▶安全は、働く方の命です。▶**幸せを築くために働く皆さまが事業・経営・生産活動の故に災害に遭い、生命や健康に被害を受けることは、あってはならないこと**です。

全国安全週間を機会に

▶7月1日から7日までの『**全国安全週間**』のスローガンは『**安全は急がず焦らず怠らず**』です。▶このスローガンは、**転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の増加**に対し、災害の背後要因なる、焦るなどの【**こころの動き**】にアプローチしようとしています。▶安全衛生活動が**マンネリ化し『評価が思わしくない』『効果が目に見えない』**という場合、【**こころの動き**】を見落としがちになります。▶その結果、不安全状態や不安全行動を見落としがちになります。▶その段階は、安全衛生活動が【**不完全な状態で安定的に学習**】されていると言えます。▶全国安全週間を機会に、自社の安全衛生活動について、①個人の『やる気』を組織内の役割が制約し、個人の行動の変化を排除していないか(例：**安全に対する発言権があるのは上層部だけと思い個人の行動が変化しない**)、②個人の行動の変化を組織は傍観していないか(例：**個人が安全に対して行動しても上層部の関心が相対的に低い**)、③組織の行動の変化とその周りの変化の関係を迷信的なものとしていないか(例：**今までやってきた方法で事故がなかったから、これからも起きないはず**)、④組織の行動が変化しても個人の『やる気』は今一つの状態になっていないか(例：**組織レベルの安全衛生活動の効果を個人は曖昧に感じている**)、といった観点から改めて見直し、『**災害が起きる危険性と一緒に働く職場を撲滅**』していただきますよう、お願いします。

期限は7月11日（月）まで

～ 令和4年度 労働保険年度更新 ～

▶労働保険の年度更新期間は、**7月11日（月）**までです。▶まだ**年度更新を行っていない事業主の皆様におかれましては、7月11日にまでにお済ませください。**

▶年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局・労働基準監督署への郵送や【**電子申請**】でも受け付けています。▶労働保険料の納付は、口座振替もご利用いただけます。

電子申請は
こちらを
チェック！



歯科健康診断の実施報告

～ 令和4年10月1日から報告の対象の事業者が拡大 ～

▶労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第48条に基づき、有害な業務（※1）に常時従事する労働者に対して歯科医師による健康診断（以下「**法定の歯科健康診断**」といいます）を行う必要があります。▶また、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、法定の歯科健康診断の結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

▶**令和4年10月1日以降**、法定の歯科健康診断を行ったときは、その**使用する労働者の人数にかかわらず、法定の歯科健康診断の結果報告書（※2）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。**

改正通達
はこちら
をチェッ
ク！



※1 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項）

※2 報告様式は新たに作成される「**有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（安衛則様式第6号の2）**」をお使いください。なお、当分の間、「**定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号の2）**」を使うこともできます。

災害が絶えない

～ 現場管理者の声 ～

▶現場管理者の方から『**労災事故が絶えません。“プライベートでイライラすることがあっても職場に持ってこないで”**といつも言ってるのですが・・・』との話をいただきました。▶この指示は、災害の背後要因である【**こころの動き**】を職場に持ち込まないで、という趣旨だと思います。▶この方法で災害が減らないであれば、『**すべての個人が常に【こころの動き】を職場に持ち込むことなく働けるとは限らない**』との認識に立って指示してみてもいいでしょうか。▶【**場面行動**】は、運転中の機械に加工物が挟まったのを見て、取り除こうと咄嗟に手が出る行動です。▶普段は手が出なくとも、イライラしていると咄嗟に手が出る可能性が高まるのを完全には否定できません。▶機械に安全カバーを設置しているのなら『（イライラしていると）咄嗟に手が出るかもしれないから、安全カバーは常に有効な状態にしてください』と指示してみるなど、【**こころの動き**】を許容した上で、それを根拠として安全に関して指示し、自らの指示に納得性や説得性をより持たせてみてはいかがでしょうか。